

大津市子ども読書活動推進計画（第四次）

令和4年3月
大津市教育委員会

目次

第1章 第四次計画の策定にあたって	2
1 子どもの読書活動推進の意義	2
2 計画策定までの経緯	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の対象	5
第2章 子どもの読書活動の現状と課題	6
1 国及び滋賀県の動向と社会情勢	6
2 第三次計画の取り組みの成果と課題	9
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 基本目標	17
2 基本方針	17
3 計画の体系	19
第4章 子ども読書活動推進の取り組み	20
基本方針1 子どもの発達段階に応じた読書活動を推進します	20
（1）すべての子ども（読書バリアフリー）	20
（2）乳幼児期	21
（3）小学生期	22
（4）中学・高校生期	24
基本方針2 家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組みます	26
（1）家庭	26
（2）地域	27
（3）保育園・幼稚園・学校等	29
基本方針3 子どもの読書活動を普及・啓発します	31
（1）子ども読書活動の大人への理解と関心の普及	31
（2）子どもに関わる職員、教員、保育士等のスキルアップ	32
第5章 計画の推進に向けて	33
1 推進体制	33
2 啓発、広報の推進	33
3 関係機関、子ども読書活動団体との連携、協力	33
4 進捗管理について	34
第6章 指標の設定	35



第四次計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動推進の意義

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力や創造力を高め、人生をより豊かに生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。さらに、情報社会の中で、日常的に本に親しむことにより「読み解く力」の基礎を培い、様々な情報・事象から自分にとって必要な要素を取捨選択するなど自ら考える力を養うことができます。

乳幼児期には周りの人からの語りかけや関わりによって、さまざまな感情的な出来事を体験し、少しずつ言葉を獲得していきます。また、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。

学齢期に入り文字を学ぶようになると、読書への興味がより一層深くなり、本に描かれる世界に親しむことによって、その世界を体験し、想像力を育み、作者の考え方や意図するものを読みとることで、生き方を学び、自分の世界を大きく広げていきます。また、多くの本を読むことで多様な考え方に触れることができ、それらを糧に自分の考えをまとめ、確立していくことで、自ら学ぶ力を身につけることができます。同時に、色々な感じ方、考え方があることに気づき、多様な物の見方を学ぶことができます。

さらに、子どもが楽しく自主的に読書活動を行うには、家族で読書を楽しむことや、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持つことなども重要です。

このように、子どもが楽しく自主的に読書に親しみ、読書習慣が身につけられるよう、本市をはじめ、社会全体で子どもの読書活動を推進することが重要であることから、本計画を策定するものです。

2 計画策定までの経緯

国は、平成13年に、子どもの読書活動に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、この法律に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。この計画は、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の整備を進めることを基本理念とするもので、平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」、平成25年5月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」、平成30年4月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」が閣議決定されました。

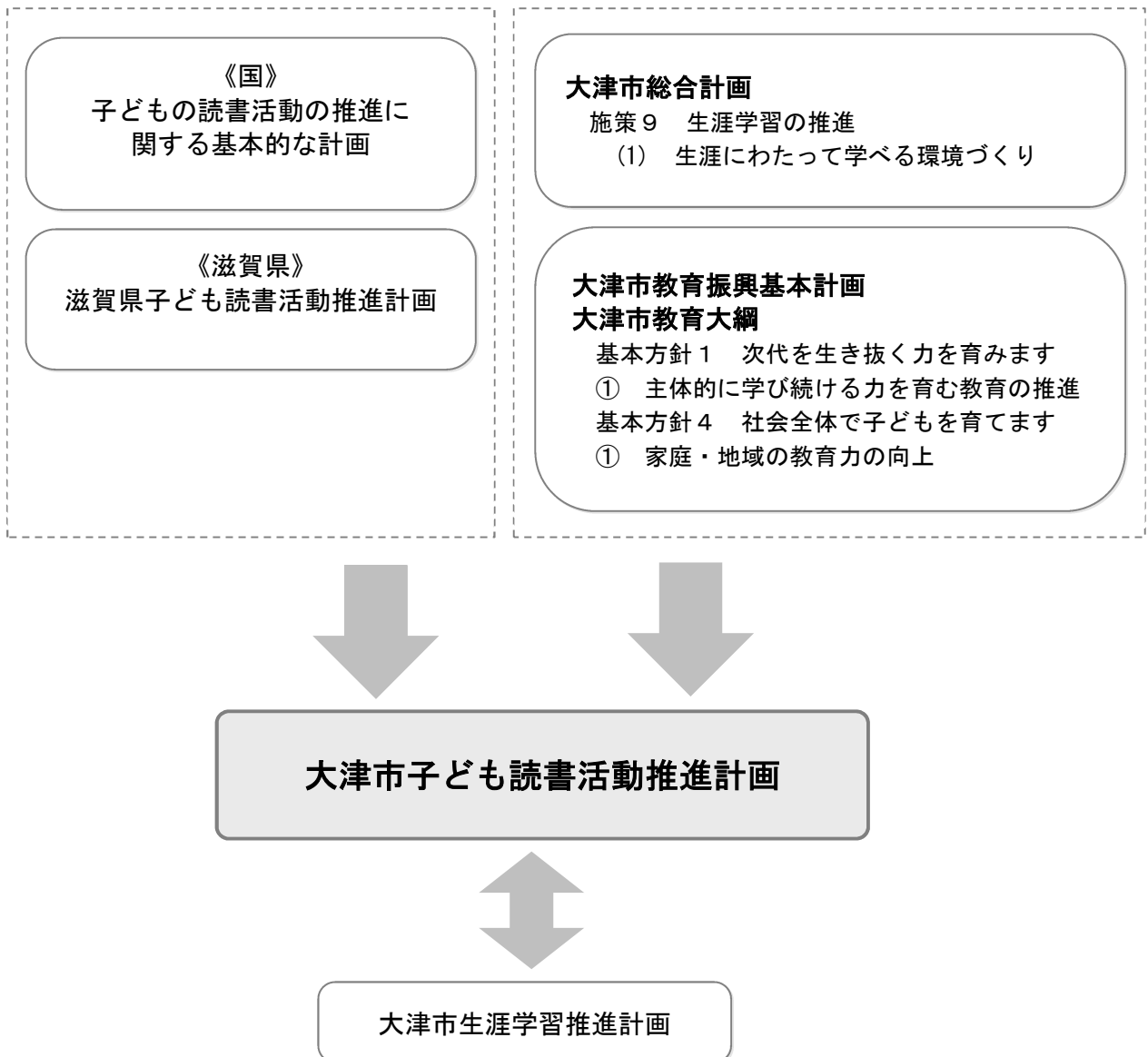
令和元年6月には障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるよう「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。

滋賀県では、平成17年2月に、県内のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行えるよう、また、適切な時期に適切な本の楽しみに出会えるよう、そのための環境整備を積極的に推進することを基本理念として、「滋賀県子ども読書活動推進計画」を策定し、平成22年3月に第二次計画を、平成26年12月に第三次計画を、平成31年3月に第四次計画を策定しました。

大津市では、これら国及び県の計画を基本としながら、子どもの読書環境を計画的に整備し、子どもの発達段階に応じた読書活動を支援するため、平成19年3月に、「大津市子ども読書活動推進計画（第一次）」を、平成24年に第二次計画を、平成29年に第三次計画を策定し、子ども読書活動の推進に取り組んでまいりました。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「大津市総合計画第2期実行計画」及び「第3期大津市教育振興基本計画及び大津市教育大綱」を上位計画とし、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取り組みについて示した個別分野の計画として位置づけるものです。また、読書活動を通して生涯にわたって学ぶ意欲の素地を養うため「大津市生涯学習推進計画」と整合性を図ることとします。



4 計画の期間

この計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）						子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）									
滋賀県	第3次滋賀県子ども読書活動推進計画						第4次滋賀県子ども読書活動推進計画									
大津市	大津市総合計画						大津市総合計画									
	第1期教育振興基本計画			第2期教育振興基本計画			第3期教育振興基本計画									
	大津市生涯学習推進基本計画						大津市生涯学習推進計画						大津市生涯学習推進計画			
	大津市子ども読書活動推進計画（第二次）						大津市子ども読書活動推進計画（第三次）						大津市子ども読書活動推進計画（第四次）			

5 計画の対象

この計画は、0歳から概ね18歳までを対象とします。



子どもの読書活動の現状と課題

1 国及び滋賀県の動向と社会情勢

(1) 国の動向、社会情勢

① 国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定

平成30年4月に国の第四次となる「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。この計画では、読書習慣の形成に向けて発達段階ごとの効果的な取組みの推進、友人同士で本を薦め合うなど読書への関心を高めるための取組みの充実、情報環境の変化が子どもの読書に与える影響の把握・分析などが盛り込まれています。依然として読書習慣の形成に課題があるほか、情報通信手段の普及・多様化等、子供の読書活動を取り巻く環境の変化も見られることから、「①発達段階に応じた取組、②家庭における取組、③地域における取組、④学校等における取組、⑤子供の読書への関心を高める取組、⑥民間団体の活動に対する支援、⑦普及啓発活動」を推進方針として掲げています。

② 「学校図書館法」の一部改正

平成26年6月に学校図書館法の一部が改正され（平成27年4月1日施行）、学校司書が法律上に位置づけられました。改正法では、新たに第6条を設け、「(前略)専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。」とし、同条第2項では、「国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されました。

さらに、附則において「(前略)この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とし、国は、学校司書の資格及び養成の在り方などを検討し、必要な措置を講ずると明記しています。

③ 学習指導要領の改訂

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）においては、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められています。

この答申を踏まえ、学習指導要領等が改訂され、小学校、中学校及び高等学校の新しい学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要しつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されています。また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等としています。

令和2年度には、新しい学習指導要領に基づく授業が小学校・中学校・特別支援学校、高等学校において段階的に開始されています。新しい学習指導要領では、これからの社会を「生きる力」を身に付けるため、「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」、そして「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など」、さらに「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性など」をバランスよく育てていくことを目指しています。

④ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行

令和元年には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。同法では、視覚障害、発達障害、肢体不自由等で本を読むことが困難である人を対象として、障害の有無に関わらず等しく読書を楽しむことができるよう、国や地方公共団体、そして出版社等の事業者が読書環境の充実を図ることに加え、視覚障害者等の需要を踏まえて点字図書、拡大図書等のアクセシブルな書籍とともに、デジタル図書や音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等の「電子的にアクセシブルな図書」を提供することを求めています。

(2) 滋賀県の動向

滋賀県では、平成31年3月に「第4次滋賀県子ども読書活動推進計画」が策定されました。この計画では、「すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり」を基本目標とし、「就学前からの読書習慣の形成」、「読書に対する興味・関心を広げる取組の普及」、「学校図書館の環境のさらなる改善・機能強化」を重点的に取り組むこととしています。子どもの発達段階に着目した「子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実」、社会全体での取り組みに着目した「家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進」、そして子どもを取り巻くすべての大人に対して読書活動の理解・関心を普及することに着目した「子どもの読書活動に関する理解と関心の普及」を基本方針に掲げ、家庭、地域、学校における子どもの読書活動を推進するための施策の方向が示されています。

なお、本市は、滋賀県子ども読書活動推進計画を基本とし、本市の状況を踏まえて策定することが求められています。

(3) 情報化社会の進展

IoT（モノのインターネット）や人工知能（AI）などの情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展を背景とした経済や文化などの社会のあらゆる分野でのグローバル化や、新たな社会「Society5.0¹」の実現を目指した取り組みが進められ、GIGA スクール構想により、小中学校では1人1台端末の配備が進んでいます。

このような情報通信技術の進展に伴い、子どもの読書環境は多様化し、さらには、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う施設の閉鎖や外出自粛の影響により、スマートフォンやタブレットなどの情報機器が子どもの生活にも浸透してきています。

情報機器が及ぼす子どもへの影響を踏まえ、その利活用も併せて、今後の取り組みを検討していく必要があります。

¹ 「Society5.0」: 「狩猟社会」「農耕社会」「工業社会」「情報社会」に続く、人類史上5番目の新しい社会。「フィジカル空間（現実空間）」と「サイバー空間（仮想空間）」とを融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

2 第三次計画の取り組みの成果と課題

第三次計画の取り組み状況、成果指標の達成状況及び第四次計画策定に係る市民アンケートなどから、取り組みの成果と課題をまとめました。

【アンケート調査の実施概要】

(1) 調査の目的

「大津市子ども読書活動推進計画（第四次）」策定するにあたり、子どもの読書活動の状況を把握し、策定における基礎資料として活用するため。

(2) 調査期間

令和3年7月5日（月）～7月25日（日）

ただし、児童生徒については、7月5日（月）～7月16日（金）

(3) 調査対象及び抽出・調査方法

調査対象		標本数	有効回収数（件）	抽出方法	調査方法
18歳以上の大津市民 （無作為抽出）		3,000人	738	無作為抽出	郵送調査
子ども読書活動団体		54団体	35	子ども読書活動団体 全団体	郵送調査
保護者	4歳児	180人	100	8地域ブロックから 公立幼稚園・保育 園1～2園を任意で 抽出	園を通じて配布 ネットで回答
		70人	41		園を通じて配布 ネットで回答
	小学4年生	250人	202	8地域ブロックから 公立小学校1校 を任意で抽出	学校を通じて配布 ネットで回答
	中学2年生	250人	156	5地域ブロックから 公立中学校1校 を任意で抽出	学校を通じて配布 ネットで回答
児童 生徒	小学4年生	250人	689人(配布数)	8地域ブロックから 公立小学校1校 を任意で抽出	タブレット
	中学2年生	250人	886	5地域ブロックから 公立中学校1校 を任意で抽出	タブレット

- ・18歳以上の大津市民への調査は、第4次大津市生涯学習推進計画策定のために実施した市民意識調査の中に子どもの読書活動に関する項目を追加して実施
- ・今回調査では、新たに児童生徒及び4歳児保護者を対象に追加し、アンケートを実施

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

① 家庭における取り組みの成果と課題

【主な取り組みと成果】

「赤ちゃん手帳」に読み聞かせの重要性や絵本に触れることの大切さを記載し、啓発を行いました。また、乳幼児健診や大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業²では、読み聞かせの推奨、絵本紹介のチラシなどを配布し、情報提供を行いました。

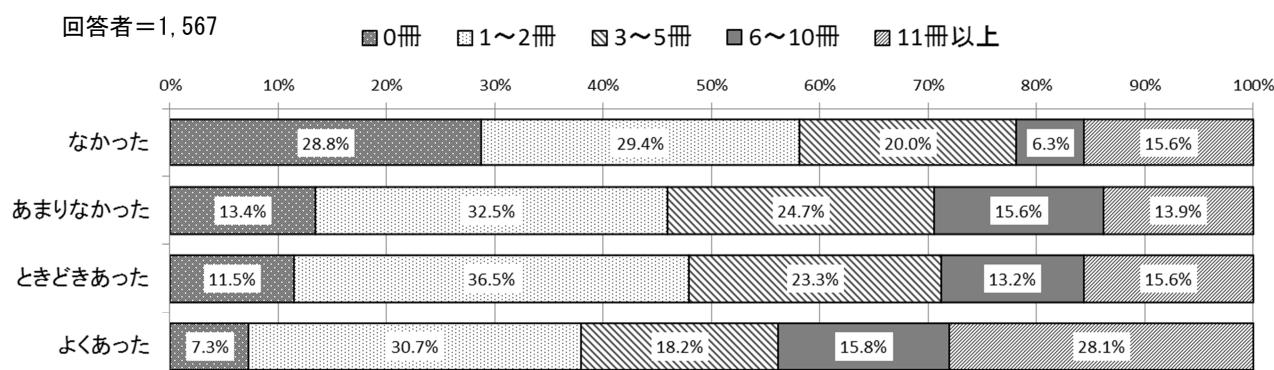
子育て総合支援センターや図書館、児童館、公民館では親子で参加するおはなし会などを開催し、家庭での読書習慣の大切さについて啓発を行いました。

【課題】

乳幼児期から本に親しむことは、読書習慣の形成にとって大変重要です。幼いころから本を身近に感じることができるよう、親子で本を楽しめる機会やおはなし会などを継続して開催する必要があります。

また、児童生徒対象のアンケート調査では、幼いころ家の人に本を読んでもらったり、一緒に本を読んだことがないと回答した児童生徒ほど、1ヶ月に1冊も本を読まないと回答した割合が大きくなっており、読み聞かせなど幼いころの読書経験が、その後の読書習慣の形成に影響を与えています。そのため、家庭で豊かな読書活動が行われるよう保護者へ読書の大切さや意義について啓発を行う必要があります。

図1 幼いころ(就学前)の読書経験と1ヶ月の読書冊数



資料：大津市子どもの読書活動に関するアンケート調査（令和3年）

② 地域における取り組みの成果と課題

【主な取り組みと成果】

図書館においては、蔵書や資料の充実を図り環境整備を行うとともに、展示コーナーを増設するなど本に対する興味を高める取り組みを行いました。また、年齢に応じ、館内でのおはなし会や出前おはなし会を実施し、子どもが本に親しむ機会の提供を行いま

²「大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業」：新生児訪問と乳児家庭全戸訪問を合わせ、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に訪問し、赤ちゃんや子育てについての相談に応じたり、大津市の子育てサービスや育児情報を伝える事業。新生児訪問では依頼書をもとに、助産師、保健師等が家庭を訪問し、乳児家庭全戸訪問では新生児訪問をうけていない家庭を保育士と地域の民生委員児童委員が2人1組で訪問している。(現在は、「乳児家庭全戸訪問事業」として表記)

した。さらに、図書館の利用が難しい子どもたちに対し、ホームページでの予約受付や電子図書の導入、対象者への郵送貸出サービスを実施しました。

児童館では、図書室等の環境整備や蔵書の充実を行い、親子活動等で積極的な読み聞かせを実施し、お便りや館内掲示板によりおすすめの本などの周知紹介に努めました。

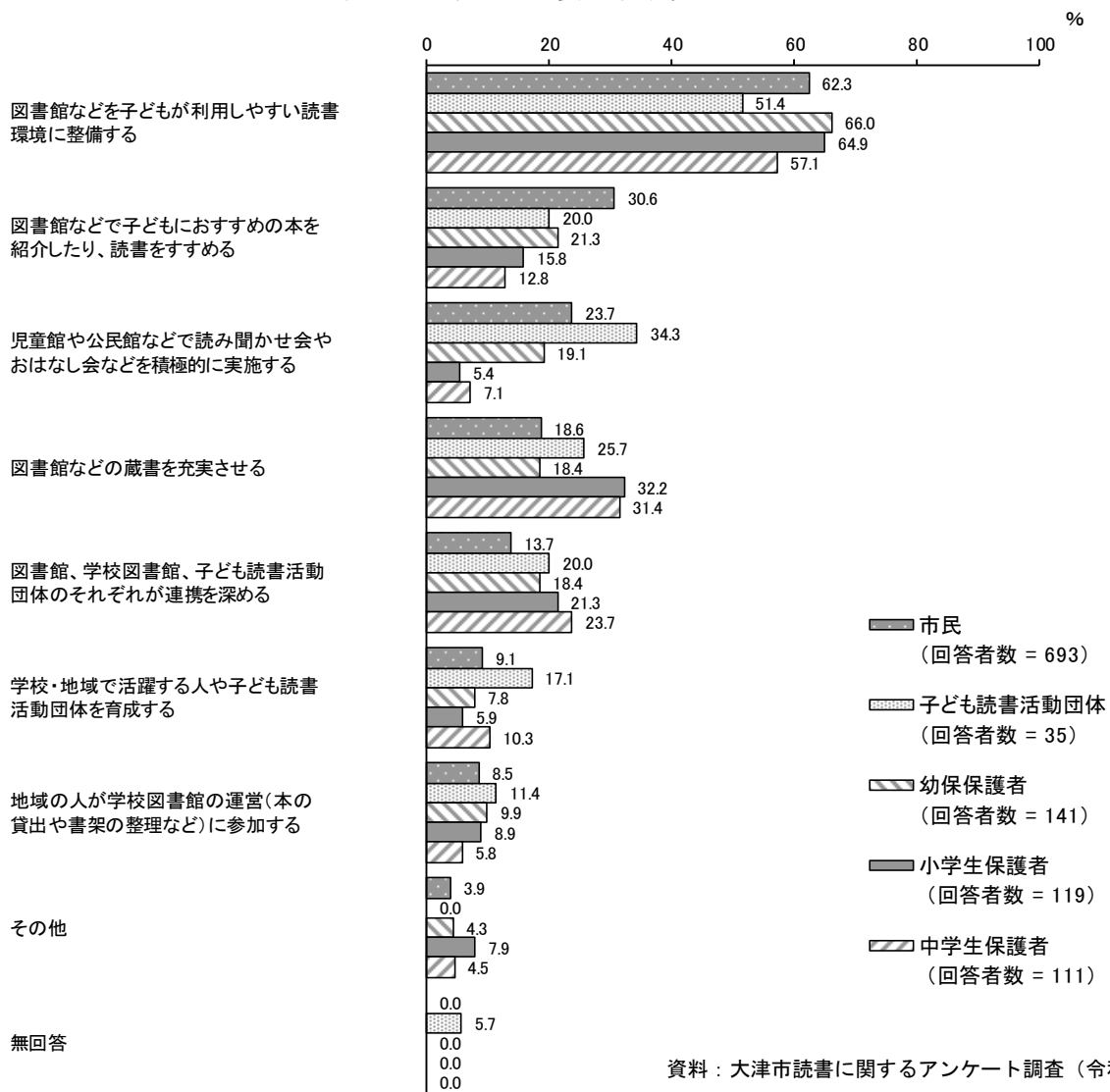
公民館では、乳幼児を対象としたおはなし会などの講座を開催しました。

【課題】

図書館は、地域における読書活動の中心となる重要な拠点です。子どもたちが読みたい本や発達段階に応じた本、新しい発見ができる本など多様な本に出会えるよう、今後も蔵書、資料を充実させていく必要があります。また、多くの子どもたちや親子が参加できるおはなし会などを継続して開催することや、子どもが利用しやすいレイアウト、本への興味を深められる図書案内の充実も求められています。さらに、学校・園など市内施設と連携することで、子どもがどこでも自由に本に親しむことができる環境整備のサポートを行うことも重要です。

児童館や公民館も子どもが読書に親しむために大切な拠点です。引き続き、図書室や図書コーナーの充実や環境整備を進め、おはなし会など読書の楽しさを感じられる機会を継続して提供することが必要です。

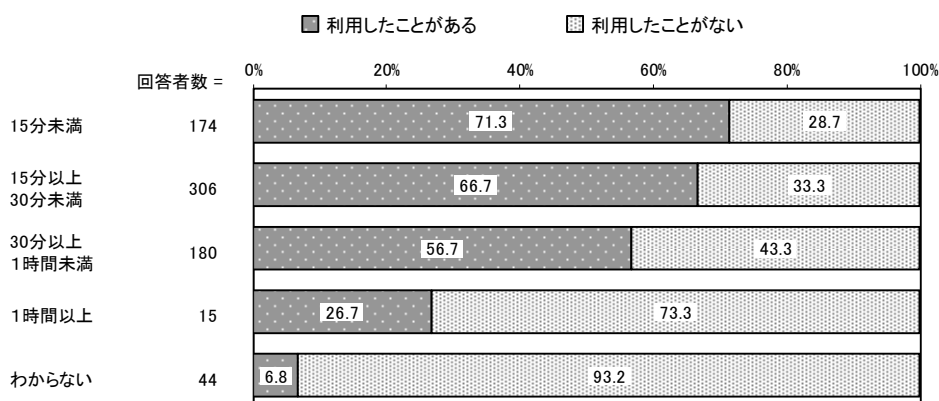
図2 地域での必要な取り組みについて



資料：大津市読書に関するアンケート調査（令和3年）

また、アンケートからは図書館までの所要時間別でみると、所要時間が短いほど「利用したことがある」の割合が高くなっています。図書館だけでなく、近い距離に本に触れることができる施設やスペースを整備、充実させることで、気軽に利用でき、本に触れる機会や読書量の増加が期待されます。

図3 図書館までの所要時間と図書館の利用状況について



資料：大津市生涯学習に関する市民アンケート調査（令和3年）

③ 幼稚園・保育園、学校等における取り組みの成果と課題

【取り組みと成果】

保育園、幼稚園においては、普段から読み聞かせを行うなど子どもが絵本に触れる機会を提供するとともに、読み聞かせの大切さについて子育て講座の開催や家庭通信等の配布により啓発を行いました。また、子育てステーション事業、未就園児親子通園事業において、年齢や発達に応じた読み聞かせを行いました。

小学校、中学校においては、学校図書館蔵書の充実や書架の整備により、子どもたちが利用しやすい読書環境を進めました。また、学校司書の配置により学校図書館の環境整備と児童生徒の読書活動の支援を進めました。さらに、学校だよりなどを通して、家庭での読書習慣の大切さについて啓発を行いました。

【課題】

学校図書館蔵書冊数については、徐々に増加しているものの、学校図書館図書標準³に定める蔵書冊数割合を達成できている学校は小学校で13校、中学校で0校となっています。図書の購入や書架の増設など学校図書館の環境整備を進める必要があります。

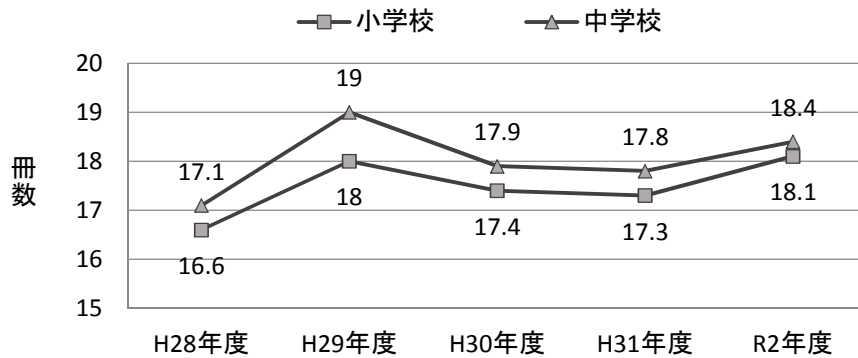
また、12学級以上の学校には司書教諭⁴が配置されていますが、その多くは学級担任との兼務など、読書活動推進のために十分な時間をかけられない状況です。学校司書⁵については、小学校、中学校あわせて12校に配置していますが、1人の学校司書が複数校を担当していることから、引き続き人材の確保、充実が必要です。

³ 「学校図書館図書標準」：公立義務教育諸学校に学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められたもの。

⁴ 「司書教諭」：学校図書館法の規定に基づく学校図書館の専門的職務に携わる職員（教諭）。

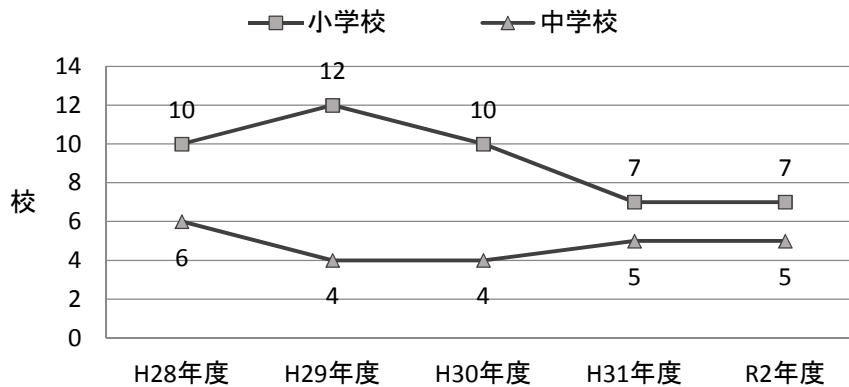
⁵ 「学校司書」：司書教諭等と協力して、学校図書館の運営の専門的業務に携わる職員。

図4 児童生徒一人あたりの学校図書館蔵書冊数



資料：大津市子ども読書活動推進計画（第三次）指標

図5 学校司書の配置校



資料：大津市子ども読書活動推進計画（第三次）指標

（2）子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

【主な取り組みと成果】

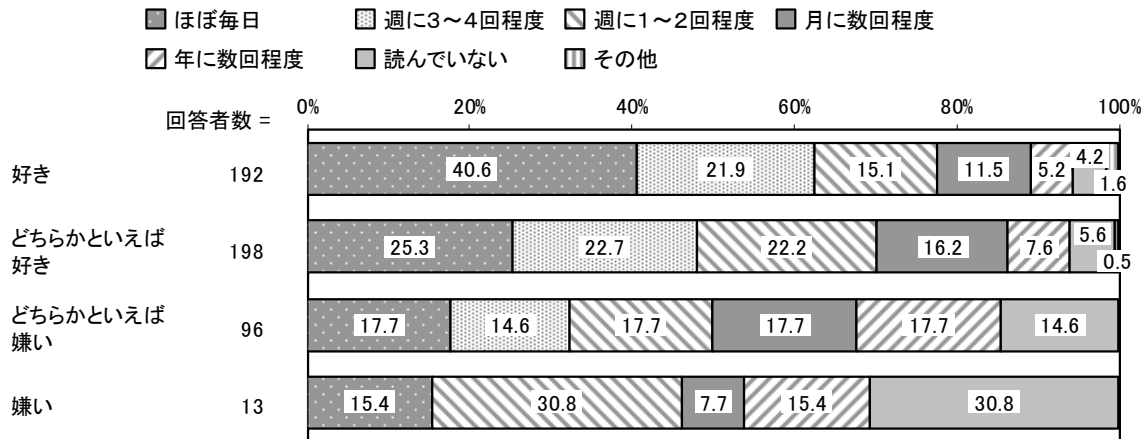
乳幼児健診や学校・園を通じて保護者へ読み聞かせの大切さや読書の意義について啓発を行いました。また、図書館など各施設において親子で参加できるおはなし会を実施し、本やおはなしに触れる楽しさを伝えました。

また、学校図書館の運営や読書指導、子どもの読書にかかわる職員、教員等に対する研修会の実施や、県内で開催される研修会への参加促進など、専門性の向上と意識の高揚を図りました。

【課題】

子どもにとって保護者などの大人の存在は大きく、周りの大人が読書の重要性について理解し、幼いころから読書に親しめる環境をつくるのが大切です。保護者へのアンケート調査では、保護者の読書への好感度が高いほど家庭での子どもの読書頻度が多い結果となっています。そのため、大人自身も読書習慣を身につけるとともに、読書の大切さや意義について様々な機会を通じて周知を行う必要があります。

図 6 保護者の読書への好感度と家庭での子どもの読書頻度について



資料：大津市子どもの読書活動に関するアンケート調査（令和3年）

（3）家庭・地域・学校を通じた社会全体での取り組み

【主な取り組みと成果】

子育て総合支援センターでは、ボランティアや学生によるおはなし会やおはなし劇場を開催し、幼稚園、小学校及び中学校では地域ボランティアによる読み聞かせ、学校図書館整備を実施するなど、各施設において読書ボランティアと連携した取り組みをおこないました。また、図書館においても読書ボランティアと連携した読書講座の開催や、団体貸出を地域文庫⁶・読書活動団体、学校・園へ積極的に行いました。

表 1 団体貸出を実施している地域団体及び学校・園数の推移

指標名	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	目標 (第三次計画)
市内図書館と団体貸出を実施している地域文庫・読書活動団体の数（団体）	120	111	120	121	129	100
市内図書館と団体貸出を実施している学校・園の数（学校・園）	113	113	118	125	126	100

資料：大津市子ども読書活動推進計画（第三次）指標

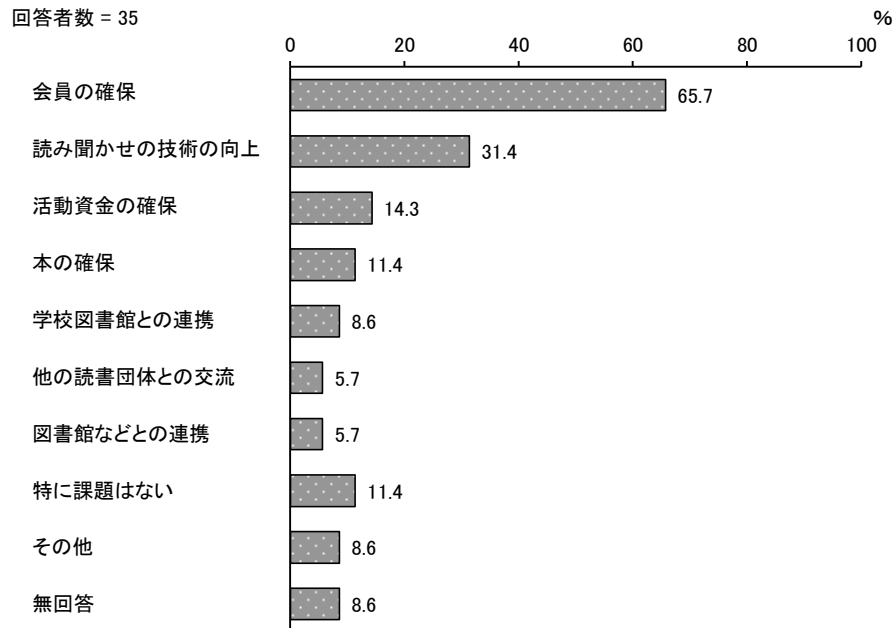
【課題】

子どもの読書活動推進には、家庭や学校での取り組みのみならず、地域やPTAなどの読書ボランティアと連携し、取り組みを進めることが重要です。地域で活躍する子ども読書活動団体や読書ボランティアなどへのアンケート調査では、「会員の確保」「読み聞かせ技術の向上」などが課題となっており、新たな人材発掘やボランティア間のつながりづくり、研修会の開催といった団体への支援を行っていく必要があります。また、活動場所については現在の活動場所以外でも活動したいと回答した団体の割合は60%であり、積極的に活動できる場所や機会を案内していくことでボランティアの活動の幅

⁶ 「文庫」: 主に子どもの読書活動を進めるために、個人あるいは地域のボランティアが集まって公民館や地域の集会所、個人の家庭などで本の貸し出しやおはなし会を行う場、あるいはその組織。

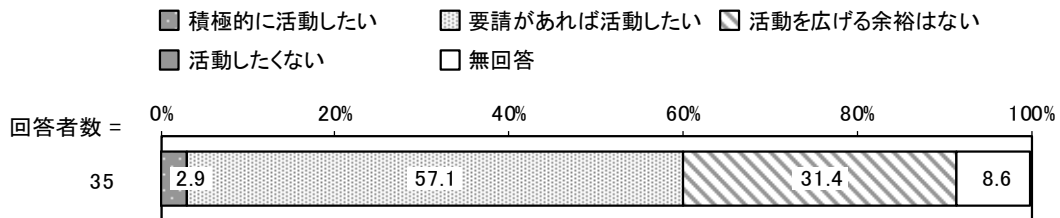
を広げることができます。さらに、子育てサークルや子育て支援のボランティアでも読み聞かせや絵本を薦めるなどの活動が行われていることから、子どもに関わる多様なボランティアへの活動支援が求められています。

図7 活動をする上での課題について



資料：大津市読書に関するアンケート調査（令和3年）

図8 今後の活動について



資料：大津市読書に関するアンケート調査（令和3年）

(4) 子どもの読書率

・不読率⁷

小学校における不読率は年々増加し、平成 29 年度から 5.6%増加しています。中学校においては、平成 31 年度に低下したものの平成 29 年度から 8%増加しています。

表 2 不読率の推移

指標名		H29 年度	H30 年度	H31 年度	R3 年度	目標 (第三次計画)
不読率	小学校	3.2%	4.2%	5.3%	8.8%	1.8%
	中学校	9.5%	12.5%	11.4%	17.5%	6.9%

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大により調査を中止

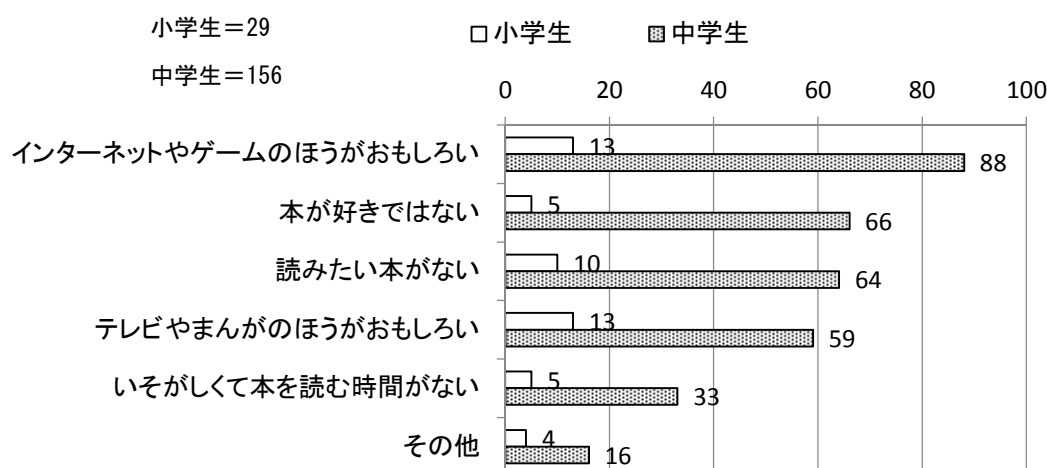
資料：大津市子どもの読書活動に関する調査

【課題】

不読率については、小学校・中学校ともに大幅な増加となっており、子どもが読書する機会を増やすこと、また幼い頃からの読書習慣の形成が大変重要です。

さらに、アンケート調査では一冊も本を読まない理由について、「インターネットやゲームのほうがおもしろい」が一番多く、子どもが読書に親しむ機会の提供だけでなく、「読書っておもしろい」「本を読みたい」といった本に対する興味、関心を持てるような取り組みや子どもが自主的に読書するための取り組みをさらに進める必要があります。また、「読みたい本がない」については、おすすめの本の紹介や学校図書館のレイアウトを工夫するなど、本が探しやすい環境を整備することが重要です。

図 9 1ヶ月に1冊も本を読まない理由について



資料：大津市読書に関するアンケート調査（令和 3 年）

⁷ 「不読率」：1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合。



計画の基本的な考え方

子どもの読書活動は、心身の成長と深く関わりがあり、発達段階に応じて絵本や本を読むことは、言葉を学び、表現力を高めるなど、心身の健全な成長を助けます。第四次計画では、第三次計画での取り組みの成果と課題を踏まえ、地域人材と協働しながら乳幼児期、小学生期、中学・高校生期のすべての子どもを対象に、次の基本目標と基本方針を掲げ、子どもの読書活動の推進に取り組んでいきます。

また、子どもの読書活動を通じて、生涯にわたり、いきいきと学び活動する大津人⁸の育ちにつなげていきます。

1 基本目標

『楽しく読書ができる環境づくりを進め、
本が大好きな大津っ子を育みます』

2 基本方針

子どもの読書活動推進の基本目標を実現するため、次の3つの基本方針に基づき具体的な取り組みを進めます。

(1) 子どもの発達段階に応じた読書活動を推進します

読書の質を高めていくためには、子どもの読書の量を増やすことのみならず、乳幼児期からその時々の子どもの発達の段階に応じた働きかけを継続して行うことが必要です。

子どもの読書活動の重要性が高まっていることや、発達段階により子どもの読書活動の状況に差があることに留意しながら、本計画期間においては、乳幼児期から、子どもの実態に応じて、子どもが読書に親しむ活動を推進していきます。

⁸「大津人」：生涯を通じていきいきと学び、自己実現を図るとともに、大津に愛着と誇りをもつ人。地域課題について理解を深め、まわりの人とつながり、学習の成果を生かしてまちづくりなどに取り組む人（大津市生涯学習推進計画）。

(2) 家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組みます

子どもの読書活動を効果的に推進していくためには、各関係機関の特性を生かしつつ、相互に連携を図り社会全体で取り組んでいくことが必要です。

特に、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供する子ども読書活動団体や読書ボランティアと連携することは大変重要です。家庭、地域及び学校が「協働」し、子ども読書活動団体や読書ボランティアを含め、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）⁹や地域学校協働活動¹⁰も活用することで、各フィールドにとどまらず、より一体的な子ども読書活動の推進を図ります。

(3) 子どもの読書活動を普及・啓発します

子どもの読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ学ぶことを伝える大人の存在が極めて重要です。

子どもの自主的な読書活動を推進するために、保護者、教師、保育士等、子どもにとって身近な大人が子どもの読書活動の意義や重要性を理解し、関心を持つことができるよう、普及・啓発に努めます。

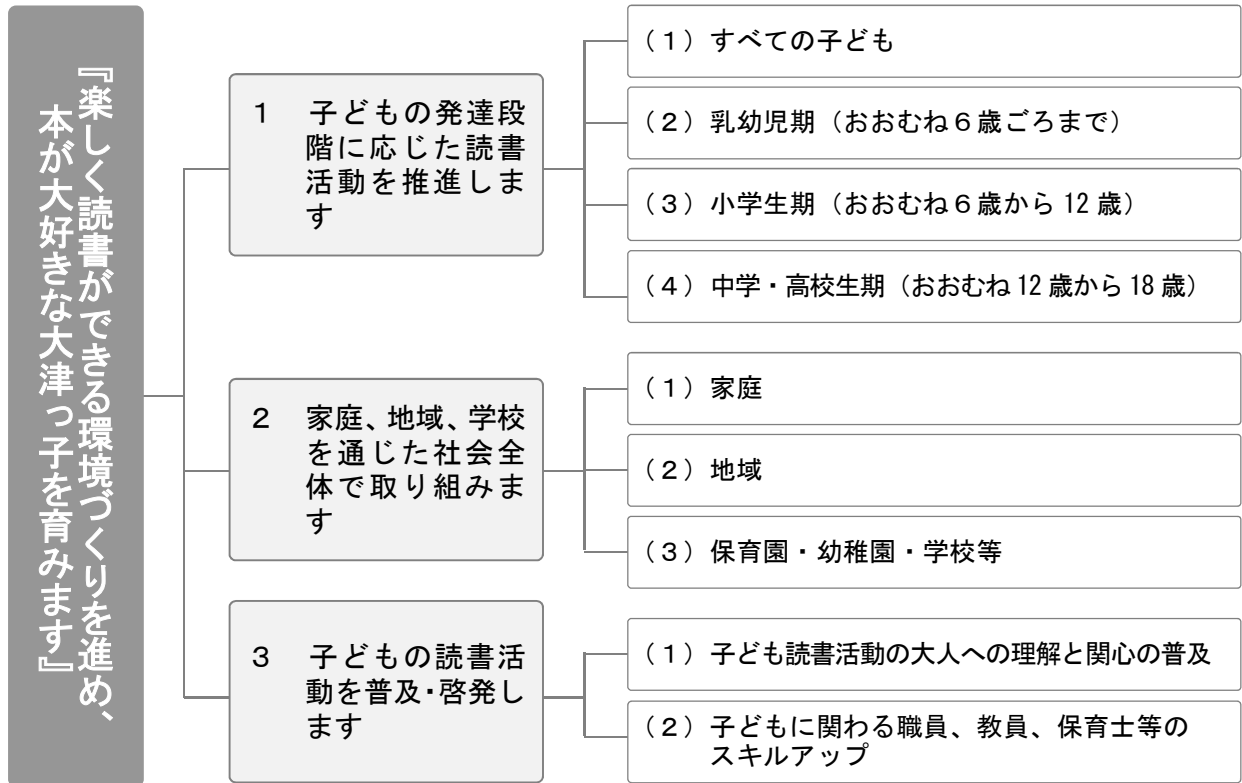
⁹ 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」：学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくりを進める法律に基づいた仕組みのこと。

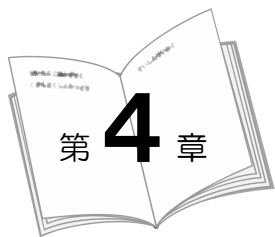
¹⁰ 「地域学校協働活動」：地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えると同時に、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

3 計画の体系

[基本目標]

[基本方針]





子ども読書活動推進の取り組み

基本方針 1

子どもの発達段階に応じた読書活動を推進します

(1) すべての子ども（読書バリアフリー）

読書は、生涯にわたって学びや成長を支える大切な要素です。そのため、すべての子どもがあらゆる機会と場所において本に親しみ、本を楽しむことができる環境づくりを進める必要があります。

◇すべての子どもが読書を楽しめるよう、図書サービスと資料の充実に努めます。

〈取組①〉

◇学校において豊かな読書活動を体験できるようにしていくため、子どもの多様なニーズに応じた蔵書の充実に努めます。〈取組①〉

◇子ども一人ひとりの個性に対する適切な理解に基づく読書活動推進のため、関係職員の子どもたちの発達や多様性に関する研修会への参加を促進します。〈取組②〉

【主な取組】

取組の総称	取組
① すべての子どもが読書を楽しめる環境の整備、充実	<ul style="list-style-type: none">・子どもの発達段階に伴うニーズに応じた蔵書の充実 (学校教育課)・誰もが利用しやすい図書の充実 (図書館)・すべての子どもが利用できるサービスについての周知、広報 (図書館)
② 多様な読書を支える職員、教員、保育士等のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none">・子どもたちの発達や多様性に関する研修会への参加促進 (学校教育課)

(2) 乳幼児期

乳幼児期は、周りの人から絵本や物語を読んでもらう等の経験を通じて、さまざまな本やおはなしと出会い、それらの楽しさやおもしろさを知っていく時期です。また、絵本や物語を読んでもらうことは、豊かな心と人との絆を育むことにもつながり、家庭や地域が中心となって絵本の読み聞かせなどを積極的に行うことが重要です。

家庭において本と触れ合う機会の充実を図るとともに、読み聞かせの重要性や読書活動の意義について、保護者への普及・啓発を図る必要があります。

◇子どもが気軽に本に触れることができるよう、読書環境の整備、充実に努めます。

〈取組①〉

◇子どもが本に親しみ、おはなしの楽しさを感じることや、本への興味や関心をもつなど、読書習慣形成の素地を養うことができるよう、さまざまな場でおはなし会などの機会を提供します。〈取組②〉

◇各園での読み聞かせを中心に、子どもたちが絵本やおはなしに触れる保育環境を提供します。〈取組②〉

◇家庭でも子どもが本に触れることができるよう、読み聞かせや絵本等との出会いの重要性について保護者へ啓発します。〈取組③④〉

【 主な取組 】

取組の総称	取組
① 絵本やおはなしに触れる機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園・保育園での絵本の貸し出しの実施 (幼保支援課) ・ 幼稚園での「学校図書充実事業」による蔵書の充実 (幼保支援課) ・ 幼稚園・保育園での絵本コーナーなどの設置 (幼保支援課) ・ 児童館での絵本の貸し出しの実施 (子育て政策課)
② おはなし会や読み聞かせ会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園・保育園での読み聞かせ (幼保支援課) ・ 子育て総合支援センターでのおはなし会、おはなし劇場の開催 (子育て総合支援センター) ・ 児童館などでのおはなし会の開催 (子育て政策課、生涯学習課) ・ 図書館内外での発達段階に応じたおはなし会や読書イベントなどの開催 (図書館) ・ 子育てステーション事業、未就園児親子通園事業における読み聞かせ (幼保支援課)

取組の総称	取組
③ 保護者への読書の大切さの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「赤ちゃん手帳」への読書の大切さの掲載（健康推進課） ・乳幼児健診室へ図書紹介のチラシの設置 （健康推進課、図書館） ・10か月児健診での絵本ガイドの配布（健康推進課） ・乳児家庭全戸訪問事業で絵本を紹介している子育てハンドブックの配布 （健康推進課・子育て総合支援センター） ・来館者の意見を取り入れた、おすすめの絵本や読み聞かせのポイントの紹介 （子育て総合支援センター）
④ 読書習慣の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園での保護者への啓発（幼保支援課） ・絵本についての講座や学習会の開催（幼保支援課） ・ブックスタート¹¹事業の検討【新規】 （生涯学習課、健康推進課）

（3）小学生期

小学生期は、読み聞かせをしてもらう段階から、一人で本を読む機会が増え、読書を通じて本から知識を得る楽しさや喜びを知るなど、ふれあう本の幅を広げるとともに読書習慣を形成する大切な時期です。

子どもが日常的に読書に親しめるよう、特に身近な読書施設である学校図書館の整備を進め、その利用を促進することが重要です。また、読書ボランティアと連携した読み聞かせや朝の読書活動を通して、本に親しむ機会の提供することも必要です。

◇子どもが本に親しみ、読書の楽しさを感じることができる取り組みを進めます。〈取組①〉

◇図書資料を用いた調べ学習など、各教科等における学校図書館の活用を進めます。〈取組②〉

◇子どもの身近な読書施設である学校図書館の整備充実を進め、利用促進を図ります。〈取組③〉

◇朝の読書活動や読み聞かせ等の取り組みを促進するとともに、家庭へ読書に関する情報提供を行い、子どもの自主的な読書習慣の形成につなげます。〈取組④〉

◇図書館や読書ボランティア等と連携し、子どもが多様な読書活動を行える環境を整備します。〈取組④〉

¹¹ 「ブックスタート」：0歳児健診などの機会に絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする活動。

【 主な取組 】

取組の総称	取組
① 多様な本に触れる機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校だよりなどでの子どもたちの読書に関する情報提供 (学校教育課) ・ 図書館との協力体制の強化 (学校教育課) ・ 地域やPTAの読書ボランティアなどとの連携 (学校教育課) ・ 学級文庫の充実【新規】 (学校教育課) ・ 図書館の出前講座による「おはなし会」や団体貸出¹²の活用 (学校教育課) ・ タブレット等を用いた読書活動の推進 (電子図書館の活用)【新規】 (学校教育課・図書館)
② 本を活用した学習や学びの機会の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読書指導の充実【新規】 (学校教育課) ・ 読書週間の強化【新規】 (学校教育課・図書館) ・ 各教科等における学校図書館の活用【新規】 (学校教育課)
③ 学校図書館の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校だよりなどでの子どもたちの読書に関する情報提供【再掲】 (学校教育課) ・ 学校図書館蔵書の充実 (学校教育課) ・ 学校図書館への新聞配備【新規】 (学校教育課) ・ 学校図書館備品の充実 (学校教育課) ・ 学校司書の配置の拡充 (学校教育課) ・ 図書館との協力体制の強化【再掲】 (学校教育課)
④ 読書習慣の形成 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝読書¹³の推進【新規】 (学校教育課) ・ 学校だよりなどでの子どもたちの読書に関する情報提供【再掲】 (学校教育課) ・ 地域やPTAの読書ボランティアなどとの連携【再掲】 (学校教育課) ・ 「子どもの居場所づくり事業」を通じた保護者への啓発 (生涯学習課)

¹²「団体貸出」：図書館の利用登録をした学校・園などの団体利用者に対する貸出サービス。読み聞かせ用の本や朝読書・調べ学習用の本の提供など、各団体での事業支援を目的に行っている。

¹³「朝読書」：学校の始業前の時間を利用して、児童生徒が、自分で選んだ本を読むなどの活動。

(4) 中学・高校生期

中学・高校生期は、自分の興味や関心、目的に応じて本を選び、物語を楽しむだけでなく、学習や将来に役立てようとするなど本から学びを得たり、活用を広げていく時期です。

一方で、学校生活の様々な活動によって読書に割く時間が減少する傾向にあり、この時期に読書活動への関心が薄れないよう、家庭や地域、学校等を通じた取組による継続的な読書への動機づけが必要です。

- ◇生徒が読書するきっかけとして、電子図書などICTを活用した取り組みを進めます。〈取組①〉
- ◇学校図書館の計画的な利用やその機能の活用を各教科等の指導計画に位置づけ、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動ができるよう推進します。〈取組②〉
- ◇生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を推進していくため、学校図書館や体制の整備、充実に取り組みます。〈取組③〉
- ◇朝の読書活動等の取り組みを促進するとともに、家庭へ読書に関する情報提供を行い、子どもの自主的な読書習慣の継続につなげます。〈取組④〉

【 主な取組 】

取組の総称	取組
① 電子図書など I C T を活用した読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用しやすい図書館のための情報機器等の活用 (図書館) ・ SNS等を用いた図書情報の発信【新規】(学校教育課) ・ タブレット等を用いた読書活動の推進【新規】【再掲】(学校教育課・図書館)
② 本を活用した学習や学びの機会の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読書週間の強化【新規】【再掲】(学校教育課・図書館) ・ 各教科等における学校図書館の活用【新規】【再掲】(学校教育課)
③ 学校図書館の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校だよりなどでの子どもたちの読書に関する情報提供【再掲】(学校教育課) ・ 学校図書館蔵書の充実【再掲】(学校教育課) ・ 学校図書館への新聞配備【新規】【再掲】(学校教育課) ・ 学校図書館備品の充実【再掲】(学校教育課) ・ 学校司書の配置の拡充【再掲】(学校教育課) ・ 図書館との協力体制の強化【再掲】(学校教育課) ・ 図書館の団体貸出の活用(学校教育課)
④ 読書習慣の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝読書の推進【新規】【再掲】(学校教育課) ・ 学校だよりなどでの子どもたちの読書に関する情報提供【再掲】(学校教育課)

基本方針 2

家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組みます

自主的に読書に親しむ本が大好きな子どもを育てるためには、家庭、地域、学校が連携し、多様な読書ができる環境を整える必要があります。社会全体で取り組みを進めるには、家庭、地域及び学校とのつながりを「協力」から「協働」へと深化させ、子ども読書活動団体や読書ボランティアだけでなく、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動も活用しながら、一体的な推進を行うことが重要です。

(1) 家庭

家庭は、子どもにとって多くの時間を過ごす生活の場であり、家庭での読書活動は読書習慣の形成にとって大変重要です。特に、幼いころから子どもが本を身近に感じることができるよう、保護者や家族などの身近な大人に対し、読書の大切さや意義について啓発を行う必要があります。また、図書館の利用や講座等への参加を促し、読書に関わる情報提供を家庭へ積極的に届けることも必要です。

◇保護者に対し、読書の大切さ、意義について啓発を行うとともに、読書に関わる情報提供を行い、家庭において家族などで読書をする習慣をつくっていくことの大切さを呼びかけます。〈取組①〉

◇保護者に事業や講座を通して本やおはなしに触れることの楽しさ、おもしろさを感じてもらうとともに、おはなしを通じて親子が触れ合う楽しさを伝えます。〈取組①〉

◇家庭でも幅広い種類の本やおはなしに触れることができるよう、図書館の利用を促進します。〈取組②〉

◇子どもやその保護者を取り巻く関係機関と連携し、多方面から子どもの読書に対する働きかけを行っていきます。〈取組③〉

【主な取組】

取組の総称	取組
① 保護者への読書の大切さ、意義についての啓発、情報提供	<ul style="list-style-type: none">・ 幼稚園・保育園での保護者への啓発【再掲】 (幼保支援課)・ 乳幼児を持つ保護者対象の講座を通じた保護者への啓発 (子育て政策課)・ 「子どもの居場所づくり事業」を通じた保護者への啓発【再掲】 (生涯学習課)・ 地域の読書ボランティアや保護者、絵本サークルとの連携 (幼保支援課)・ ブックスタート事業の検討【新規】【再掲】 (生涯学習課、健康推進課)

取組の総称	取組
② 図書館の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・利用目的などに応じた図書の案内の作成 (図書館) ・利用しやすい図書館のための情報機器等の活用【再掲】 (図書館)
③ 子育て支援との連携(庁内関係部局と連携した情報発信、啓発)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児を持つ保護者対象の講座を通じた保護者への啓発【再掲】 (子育て政策課) ・「子どもの居場所づくり事業」を通じた保護者への啓発【再掲】 (生涯学習課)

(2) 地域

地域には、図書館をはじめ子どもが読書に親しむことができる拠点多くあります。子どもたちが多様な本に出会えるよう蔵書や資料を充実させていくとともに、本を見つけやすいレイアウトなど環境整備を進めることが重要です。また、おはなし会の開催など地域でも本に親しむ機会の提供が必要です。

さらに、地域で活躍するボランティア等も子どもに本やおはなしを親しむ機会を提供するなど大きな役割を果たすことが期待されています。そのため、ボランティア等の技術向上やボランティア等と連携した事業を積極的に行う必要があります。

◇地域の読書拠点として図書館における子どもの読書活動を推進します。〈取組①〉

◇児童館や公民館でも積極的におはなし会などを開催するなど、子どもが本に親しむ場所の充実を図ります。〈取組②〉

◇学校・園や庁内各所管課と協力し、各事業の展開と読書推進活動の支援に努めます。〈取組③〉

◇子どもたちの読書環境を豊かにするよう、関係機関の連携・協力体制について一層働きかけを行います。〈取組③〉

◇子どもの読書活動に関わる地域人材の育成、団体の活性化に努めます。〈取組④〉

◇子ども読書活動団体、読書ボランティアとなお一層の連携を図り、事業を開催します。〈取組④〉

【 主な取組 】

取組の総称	取組
① 図書館における子どもの読書活動の推進（読書環境の整備や充実、子どもと本の出会いの場の提供、レファレンス ¹⁴ ・読書相談の充実など）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的などに応じた図書の案内の作成【再掲】 (図書館) ・ 利用しやすい図書館のための情報機器等の活用【再掲】 (図書館) ・ 本を見つけやすい棚作りと魅力的な展示 (図書館) ・ 児童図書や青少年図書のさらなる充実と、子どもたちの読書欲求に応える蔵書の構築 (図書館) ・ 文庫団体、子ども読書活動団体との協働事業の実施と活動支援 (図書館)
② 児童館や公民館など本に親しむ場所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館での蔵書の充実 (子育て政策課) ・ 移動図書館の巡回予定の公民館だよりへの掲載 (生涯学習課、図書館) ・ 児童館での絵本選定のポイントや絵本の楽しみ方の紹介 (子育て政策課) ・ 児童館での本の貸し出し、閲覧の推進 (子育て政策課) ・ 児童館での図書館の出前講座による「おはなし会」や団体貸出の活用 (子育て政策課) ・ 絵本、児童書の紹介 (子育て政策課) ・ 放課後等の子どもの居場所づくり【新規】 (生涯学習課) ・ 大学図書館との連携【新規】 (生涯学習課)
③ 学校等と図書館の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・園などで行う読書活動や学校図書館、図書コーナーの環境整備や蔵書整備への協力 (学校教育課・図書館) ・ 学校・園などへの団体貸出や出前講座、移動図書館の活用、図書館利用案内の配布 (図書館) ・ 庁内各所管課で実施する子ども読書活動推進事業との連携 (図書館)
④ 子ども読書活動団体、読書ボランティア等の技術向上と連携事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア研修会の開催【新規】 (生涯学習課) ・ 子育て総合支援センターでの読書ボランティアなどとの連携 (子育て総合支援センター) ・ 児童館での地域の人材・読書ボランティアなどと連携した事業の実施 (子育て政策課) ・ 子ども読書活動団体、読書ボランティアと連携した事業の実施 (生涯学習課) ・ ブックスタート事業の検討【新規】【再掲】 (生涯学習課、健康推進課)

¹⁴ 「レファレンス」：利用者の求めに応じて、図書館職員等が調査・研究に必要な本の紹介や資料の検索・提供の手助けなどを行うこと。

(3) 保育園・幼稚園・学校等

保育園・幼稚園では、普段から読み聞かせを行うなど、子どもが絵本やおはなしに触れることで、その楽しさやおもしろさを伝えることが重要です。また学校等では、子どもが最も身近な学校図書館を活用し、幅広い種類の本や調べ学習など多様な読書活動を推進することが大切です。

そのため、読み聞かせなどを通して子どもが本に触れる機会を多く提供するとともに、図書コーナーや学校図書館の充実・利用促進を図り、いつでも本に親しめる環境をつくる必要があります。

- ◇就学前施設における読書活動を推進し、乳幼児期の子どもが読書に親しむ機会を提供します。〈取組①〉
- ◇子どもが自由に本やおはなしに親しむことができる読書環境、機会をつくります。〈取組②〉
- ◇学校図書館が「学習情報センター¹⁵」、「読書センター¹⁶」としての機能を発揮できるよう、各校の要望に基づいた必要備品の整備に努めます。〈取組③〉
- ◇学校司書の配置の拡充に努め、学校図書館を活用した学習や読書活動をより一層進めていきます。〈取組③〉
- ◇学校図書館は、子どもの読書活動を推進する場であるとともに、児童生徒の「居場所」として、利用しやすい居場所になるよう環境の整備に努めます。〈取組③〉
- ◇読書ボランティアによる読み聞かせなど、地域と連携した取り組みを進めます。〈取組④〉

¹⁵「学習情報センター」：学校図書館が、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用できる場としての機能を果たすこと。

¹⁶「読書センター」：学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場としての機能を果たす。

【 主な取組 】

取組の総称	取組
① 就学前施設における読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園・保育園での保護者への啓発【再掲】（幼保支援課） ・ 幼稚園・保育園での絵本の貸し出しの実施【再掲】（幼保支援課） ・ 幼稚園での「学校図書充実事業」による蔵書の充実【再掲】（幼保支援課） ・ 幼稚園・保育園での絵本コーナーなどの設置【再掲】（幼保支援課）
② 本に親しむ機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館の出前講座による「おはなし会」や団体貸出の活用【再掲】（学校教育課） ・ 興味や関心に応じて楽しめる読書環境の充実・整備【新規】（学校教育課）
③ 学校図書館の整備・充実、利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校図書館蔵書の充実【再掲】（学校教育課） ・ 学校図書館への新聞配備【新規】【再掲】（学校教育課） ・ 学校図書館備品の充実【再掲】（学校教育課） ・ モデル校の検証を踏まえた学校司書の配置拡充【新規】（学校教育課） ・ 学校施設長寿命化改良工事時における学校図書館の整備検討【新規】（教育総務課） ・ 学校だよりなどでの子どもたちの読書に関する情報提供【再掲】（学校教育課）
④ 学校園と子ども読書活動団体、読書ボランティアの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館との協力体制の強化【再掲】（学校教育課） ・ 地域やPTAの読書ボランティアなどとの連携【再掲】（学校教育課）

基本方針 3

子どもの読書活動を普及・啓発します

(1) 子ども読書活動の大人への理解と関心の普及

子どもにとって身近な大人が本を薦めたり、読み聞かせを行うことは、子どもの本やおはなしに対する興味・関心を引き出すきっかけとなります。特に、幼いころから本やおはなしに親しむことは、子どもの読書習慣の形成にとって重要です。そのため、大人へ読書の大切さやおもしろさ、意義をあらゆる機会を通して、啓発・周知を行っていく必要があります。

- ◇保護者に対し、読書の大切さ、意義について啓発を行い、家庭において読書をする習慣をつくっていくことの大切さを呼びかけます。〈取組①〉
- ◇子どもの読書活動についての講演会や講座を行うことで多くの人に読書の重要性を伝えていきます。〈取組②〉
- ◇保護者に対し、事業や講座を通して読書の重要性について啓発し、読書に関わる情報提供を行い、おはなしを通じて親子が触れ合う楽しさを伝えます。〈取組③〉
- ◇子どもにとっての絵本の大切さを、保護者に伝える取り組みを進めます。〈取組④〉

【 主な取組 】

取組の総称	取組
① 読書の大切さ、意義についての啓発及び家庭での読書の推進	<ul style="list-style-type: none">・「赤ちゃん手帳」への読書の大切さの掲載【再掲】 (健康推進課)・乳幼児健診室へ図書紹介のチラシの設置【再掲】 (健康推進課、図書館)・10か月児健診での絵本ガイドの配布【再掲】(健康推進課)・乳児家庭全戸訪問事業で絵本を紹介している子育てハンドブックの配布【再掲】 (健康推進課、子育て総合支援センター)・来館者の意見を取り入れた、おすすめの本や読み聞かせのポイントの紹介【再掲】 (子育て総合支援センター)・幼稚園・保育園での保護者への啓発【再掲】(幼保支援課)・絵本についての講座や学習会の開催【再掲】(幼保支援課)・学校だよりなどでの子どもたちの読書に関する情報提供【再掲】(学校教育課)・ブックスタート事業の検討【新規】【再掲】 (生涯学習課、健康推進課)
② 子どもの読書活動についての理解と関心の普及	<ul style="list-style-type: none">・子どもの読書活動に関する講演会や講座の開催(図書館)

取組の総称	取組
③ 読書の重要性についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児を持つ保護者対象の講座を通じた保護者への啓発【再掲】 (子育て政策課) ・絵本選定のポイントや絵本の楽しみ方の紹介【再掲】 (子育て政策課) ・「子どもの居場所づくり事業」を通じた保護者への啓発【再掲】 (生涯学習課)
④ 子どもにとっての絵本の大切さを伝える取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育園での保護者への啓発【再掲】 (幼保支援課) ・絵本についての講座や学習会の開催【再掲】 (幼保支援課) ・幼稚園、保育園での絵本の貸し出しの実施【再掲】 (幼保支援課)

(2) 子どもに関わる職員、教員、保育士等のスキルアップ

子どもが本に親しむためには、子どもに関わる職員や教員、保育士等が読書の大切さやおはなしの楽しさを理解していることが重要です。研修を通して、読書に対する理解の促進を図ることが必要です。

◇学校図書館の運営や読書指導に関わる研修会を実施し、司書教諭をはじめとする学校図書館関係者の専門性の向上と理解の促進を図ります。〈取組①〉

◇学校図書館の利用や読書活動が定着できるよう、初任者研修において、学校図書館教育と読書指導についての研修を実施します。〈取組①〉

◇図書館職員の知識、技術の向上に努め、その経験が生かされるよう努めます。〈取組②〉

◇絵本についての講座や学習会を通して、幼稚園や保育園の教員、保育士等の知識、技術の向上に努めます。〈取組②〉

【 主な取組 】

取組の総称	取組
① 学校図書館の円滑な運営体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館関係者への研修会の実施 (学校教育課) ・教科等領域別研究会学校図書館教育部会における研修の実施 (教育センター) ・初任者研修における研修の実施 (教育センター)
② 職員等のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・司書の専門的な資質の向上のための積極的な研修の受講と実践 (図書館) ・絵本についての講座や学習会の開催【再掲】 (幼保支援課)



計画の推進に向けて

1 推進体制

子どもの読書活動の総合的で継続的な推進のために、関係各課などで構成する推進組織を設け、学校・園、各種機関などが互いに連携・協働しながら、積極的に取組を進めます。

また、子どもの読書活動の重要性について、関係各課などがそれぞれの取り組みを通して、意識を高めていくよう努めなければなりません。そのためには、関係機関が連携、協力し、市民との協働を大切にしながら「大津市子ども読書活動推進計画（第四次）」に基づいて、子どもの読書活動を推進していきます。

2 啓発、広報の推進

- ・子ども読書活動の推進に向けた社会的な機運を高めるため、「子ども読書の日」（4月23日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）、「文字・活字文化の日」（10月27日）などに合わせて、読書活動のより一層の啓発に努めます。
- ・「大津市子ども読書活動推進計画（第四次）」について、ホームページなどを通して市民に同計画内容を広く知らせていきます。あわせて、同計画の指標の達成状況についても公表します。

3 関係機関、子ども読書活動団体との連携、協力

大津市内には学校・園や図書館などを拠点に、おはなし会などを行い、活発に活動を続けている団体、ボランティアが多く、講演会、学習会などを定期的で開催している団体があります。こうした団体の活動が、子どもの読書活動の推進に大きな力となっています。

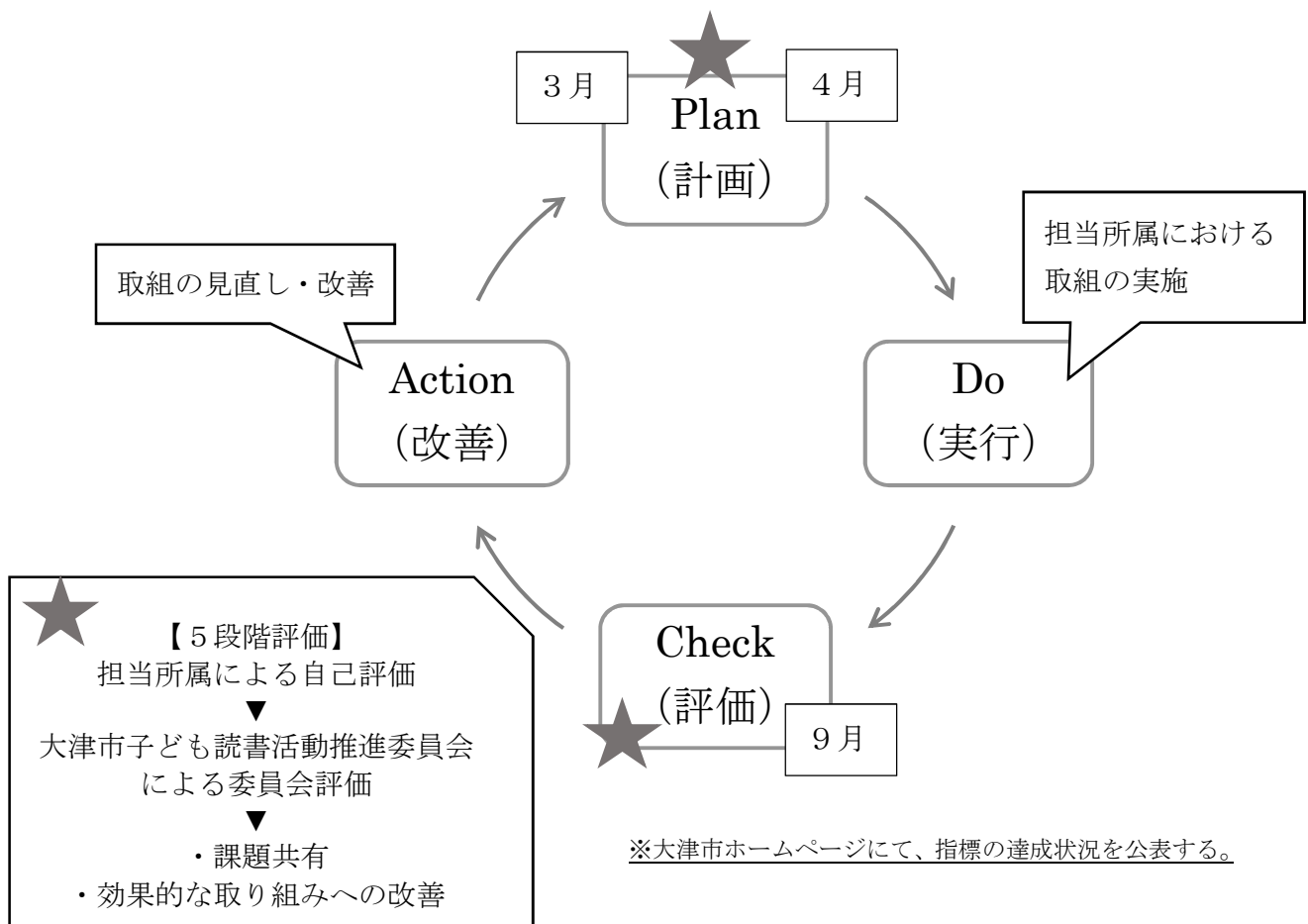
それぞれの団体などの実態に即して、その知識、技術の向上や活動内容の充実、活性化を促し、必要に応じて情報交換を行えるように図書館を中心としたネットワークを形成し、連携、協力して子どもの読書活動の推進を図っていく必要があります。

学校・園、公民館、児童館、図書館などが、それぞれの役割を積極的に果たすとともに、子ども読書活動団体、読書ボランティアなどと連携、協力して、子どもの読書活動の推進を図ります。

4 進捗管理について

本計画の実効性を高めるために、PDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のマネジメントサイクル）の考え方にに基づき、各施策や事業の取り組み状況及びその効果について評価を行い、評価の結果を踏まえてより効果的な施策・事業となるよう見直しを行います。

また、本計画の進捗状況については、関係各課などで構成された大津市子ども読書活動推進委員会¹⁷において確認と評価を行い、課題の改善状況を共有することで、更なる取組の展開へとつなげ、取組による成果を継続的に高めていきます。



¹⁷「大津市子ども読書活動推進委員会」：子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ効果的に行うために設置した、関係所属の所属長などで構成する委員会。



指標の設定

この計画では、子ども読書活動推進計画の推進状況を概観できる指標を使って、数値目標を設定します。この指標の達成状況の把握によって、この計画の進行管理を行っていきます。

基本方針1 子どもの発達段階に応じた読書活動を推進します

No.	指標名		現状値 (令和3年度調査)	目標値 (令和8年度)	担当課
1	乳児家庭全戸訪問時に絵本を紹介している子育てハンドブックの配布		90.2%	100%	健康推進課・子育て総合支援センター
2	児童館事業における「おはなし会」などの事業開催回数		406回	560回	子育て政策課
3	公民館事業における「おはなし会」などの1館あたりの事業開催回数		1.31回	6回	生涯学習課
4	図書館における「おはなし会」などの事業開催回数と参加人数		212回 5,628人	230回 5,700人	図書館
5	児童生徒一人あたりの学校図書館蔵書冊数	小学校	18.1冊	19冊	学校教育課
		中学校	18.4冊	20冊	
	学校図書館図書標準達成校割合	小学校	13/37校	15/37校	学校教育課
		中学校	0/18校	4/18校	
	学校司書の配置	小学校	7/37校	19/37校	学校教育課
		中学校	5/18校	9/18校	

基本方針2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みます

No.	指標名	現状値 (令和3年度調査)	目標値 (令和8年度)	担当課
6	ボランティア、学生によるおはなし会やおはなし劇場の開催回数	52回 (平成31年度※)	56回	子育て総合支援センター
7	市立図書館と団体貸出を実施している学校・園の数	126学校・園	135学校・園	図書館
8	市立図書館と団体貸出を実施している地域文庫・読書活動推進団体の数	129団体	140団体	図書館
9	地域ボランティアによる読み聞かせや学校図書館環境整備が行われている学校数	33/55校	55/55校	学校教育課

※新型コロナウイルス感染防止による事業休止のため、平成31年度数値を採用。

基本方針3 子どもの読書活動を普及・啓発します

No.	指標名	現状値 (令和3年度調査)	目標値 (令和8年度)	担当課
10	10か月児健診での絵本ガイドの配布率	90.2%	100%	健康推進課
11	1ヶ月間に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合 (不読率)	小学生	8.8%	生涯学習課
		中学生	17.5%	
12	子どもの読書活動に関する講座の実施回数	4回	10回	図書館
13	図書館教育担当者研修会への参加校数	48/55校	55/55校	学校教育課

大津市子ども読書活動推進計画（第四次）

発行：大津市教育委員会事務局生涯学習課

住所：〒520-8575 大津市御陵町 3-1

TEL 077-528-2635

FAX 077-523-5735